

令和6年度税制改正に関する要望事項

令和5年6月 日本薬剤師会

1. 地域の医薬品提供体制の構築・維持

【重点】① 地域の医療計画等に基づいた薬剤師サービス体制の構築・維持

(地方税)

【重点】② 在庫医薬品の資産価値減少への対応

(所得・法人税)

③ インボイス制度への対応に係る免税事業者の取扱い

(消費税)

【重点】④ 個人事業税の取扱い

(地方税)

【重点】⑤ 法人事業税の取扱い

(地方税)

⑥ 源泉徴収の取扱い

(所得・法人税)

⑦ 中小企業経営強化税制の延長及び対象の拡充

(所得・法人税)

⑧ 夜間・休日の開局体制維持のための税額控除

(法人税)

2. セルフメディケーションの推進

⑨ 要指導医薬品や一般用医薬品に関する取扱い

(消費税)

⑩ セルフメディケーション税制の拡充

(所得税)

3. 質の高い薬剤師の養成

⑪ 実務実習費に関する取扱い

(消費・所得・法人税)

【重点】⑫ 奨学金の返済残高に対する税額控除

(所得・地方税)

1. 地域の医薬品提供体制の構築・維持

【重点】①地域の医療計画等に基づいた薬剤師サービス体制の構築・維持（地方税）

災害発生時や新興感染症蔓延時、また、へき地・離島における医薬品提供体制を構築・維持するため、それに係る薬局の設備および体制整備に関する税制優遇措置を行っていただくことを要望する。

【理由、背景】

災害発生時や新興感染症蔓延時を想定した医療提供体制の構築、また、へき地・離島における医療提供体制の構築にあたっては、薬局による地域住民への薬物治療の提供、国民の保健衛生の維持・向上等の確実な推進という観点が欠かせない。

国による第8次医療計画の基本方針の策定を受けて、現在、都道府県では令和6年からスタートする地域医療計画等の作成が進められており、へき地・離島を含めた医薬品提供体制の整備が急務であるため、それを支援するための措置が求められる。

○薬剤師サービス体制を構築・維持するために必要な税制措置（具体例）

- ・ へき地、離島等への薬局の設置、薬剤師の配置
 - ※ 雇用者給与等支給額の一定割合を法人税額又は所得税額から控除する。
- ・ 薬局において感染症患者を受け入れる体制を整備するための設備投資
- ・ 薬局が取得した耐震構造建物、防災構造施設・設備等
 - ※ 感染症対策及び防災に関する設備投資に対する法人税、不動産取得税や固定資産税を即時償却又は税額控除する。
- ・ 薬局における災害時用の医薬品等の備蓄
 - ※ 災害用に備蓄する医薬品については、貸倒引当金のように損金として算入する。

【重点】② 在庫医薬品の資産価値減少への対応（所得・法人税）

薬価改定（薬価の引き下げ）による保険薬局の備蓄医薬品の資産価値の減少に対して、税制措置を講じることを要望する。

【理由、背景】

調剤医療費のうち、薬剤料が占める割合は約7～8割と非常に高い。そのため保険薬局においては、薬価改定（償還価格の引き下げ）が行われるたびに、調剤のためにあらかじめ購入している備蓄医薬品の資産価値（在庫金額）が減少し、売上額・損益差額の減少が生じることで、保険薬局は運営・維持等の面で大きな影響を受けている。

また、市場実勢価格に応じた通常の薬価引き下げや、市場拡大再算定による薬価臨時引き下

げ等の影響により、保険薬局では売上・損益への影響だけでなく、一部の医薬品については薬価（公定価格）より購入価格のほうが高くなってしまふ「逆ザヤ」現象も生じている。

<最近の薬価改定率>

改定年月日	改定率	
	薬剤費ベース	医療費ベース
H28.4.1	▲5.57%	▲1.22%
H30.4.1	▲7.48%	▲1.65%
R1.10.1	▲4.35% このほか消費税対応分+1.95%	▲0.93% このほか消費税対応分+0.42%
R2.4.1	▲4.38%	▲0.99%
R3.4.1	平均乖離率の0.625倍（5%）を超える品目を改定対象 調整幅2%、新型コロナウイルス感染症特例として一定幅0.8% 薬剤費として▲4,300億円	
R4.4.1	▲6.69% (実勢価等改定分)	▲1.35%

<近年の主な再算定による薬価引き下げの一例（商品別）>

市場拡大再算定(R5年6月1日予定)

製品名	新薬価(円)	旧薬価(円)	改定率
タグリッソ錠40mg	9,670.00	10,806.60	▲10.52%

市場拡大再算定(R4年4月1日)

製品名	新薬価(円)	旧薬価(円)	改定率
イーケプラ錠250mg	92.3	124.3	▲25.74%
サムチレール内用懸濁液15%	1,471.10	1,759.60	▲16.40%
ノベルジン錠25mg	230.4	274.4	▲16.03%
ポマリストカプセル1mg	36,902.00	43,414.10	▲15.00%
アレジオンL X点眼液0.1%	541.5	676.3	▲19.93%

用法用量拡大再算定

製品名	新薬価(円)	旧薬価(円)	改定率
ビンマックカプセル61mg	36,021.60	155,464.00	▲76.83%

特例拡大再算定(R4年4月1日)

製品名	新薬価(円)	旧薬価(円)	改定率
キャブピリン配合錠	106.7	126.7	▲15.79%
タケキャブ錠10mg	105.3	125	▲15.76%

③ インボイス制度への対応に係る免税事業者の取扱い（消費税）

免税事業者におけるインボイス制度の負担軽減措置について、強化していただくことを要望する。

【理由、背景】

地域の医薬品提供を担っている薬局の多くは中小規模の事業者であり、その多くは消費税の「免税事業者」に該当するが、同事業者はインボイス制度から除外され「適格請求書」（インボイス）を発行することができない。

事業者免税点制度は小規模事業者の事務負担や、消費税負担を減らすために導入された制度であるが、免税事業者はインボイスを発行する「インボイス発行事業者」となることで、消費税の納税義務が生じ、納めるべき消費税の管理やインボイスの発行・会計・取引先管理等のシステム導入・管理といった過度な負担が発生する。

令和5年度税制改定大綱では免税事業者における負担軽減策として「軽減措置」「時限措置」が講じられているが、中小企業の薬局が地域での経営を継続できるよう、当該措置の確実な延長とさらなる軽減措置が求められる。

【重点】④ 個人事業税の取扱い（地方税）

保険調剤報酬（社会保険診療報酬）に係る個人事業税の非課税措置（特別措置）を存続することを要望する。

【理由、背景】

保険調剤は、診療報酬点数表ならびに薬価基準という国が定めた公定価格に基づいて地域住民へ社会保険診療（調剤）サービスを提供する、極めて公益性が高い事業である。

保険調剤に係る個人事業税の非課税措置は、その公益性と種々の制約を勘案して従来より講じられているもので、国民医療に貢献する医薬分業を推進する上でも重要な機能を果たしており、今後も引き続き、同事業税の特別措置の存続が求められる。

【重点】⑤ 法人事業税の取扱い（地方税）

保険薬局の保険調剤報酬（社会保険診療報酬）に係る法人事業税の非課税措置（特別措置）を創設することを要望する。

【理由、背景】

医師や医療法人については、高い公共性に鑑み、社会保険診療報酬による所得に係る事業税は非課税である。一方、法人である保険薬局において、調剤報酬による所得に係る除外措置は存

在せず、事業税が課せられている。

保険調剤は、医療機関と同様に診療報酬点数および薬価基準という国が定めた公定価格に基づいて地域住民へ社会保険診療（調剤）サービスを提供する、極めて公共性が高い事業である。

良質な薬剤師サービスが安定して維持できるよう、保険薬局の調剤報酬による所得に関して、法人事業税の非課税措置（特別措置）の創設が求められる。

⑥ 源泉徴収の取扱い（所得・法人税）

保険調剤報酬（社会保険診療報酬）に係る所得税の源泉徴収を撤廃することを要望する。

【理由、背景】

個人経営の保険薬局が社会保険診療報酬支払基金を通じて支払いを受ける診療報酬については、所得税法上、「（当該月分の報酬額－20万円）×10%」を源泉徴収される（国民健康保険団体連合会から支払いを受ける診療報酬については源泉徴収されない）。

今般の光熱費等の物価高騰をはじめ、新型コロナウイルス感染症等の影響により、薬局の経営は年々厳しい状況となっている。当該年度の確定申告を行うことで既に源泉徴収された税額は控除されるが、税金を事前に支払うことによりキャッシュフローが減少し、医薬品卸等への支払いや、生活資金が枯渇する事態も起きており、保険薬局の安定的な経営のためには、診療報酬に係る源泉徴収制度の撤廃が求められる。

※令和3年度の医療経済実態調査

個人薬局の損益差額・率の状況は、前年度比で▲157万円（▲1.0ポイント）の悪化

（令和元年度の損益差は1,011万円（11.4%）、令和2年度の損益差は854万円（10.4%）

⑦ 中小企業経営強化税制の延長及び対象の拡充（所得・法人税）

薬局サービスの強化・生産性の向上・デジタル化及び働き方改革をサポートする「中小企業経営強化税制」を継続するとともに、サービス強化に資する建物の建築・改築費用についても対象を拡げていただくことを要望する。

【理由、背景】

地域において薬局が薬物療法や健康維持・増進の支援に一層関わり、患者・住民を支えていくという役割を十分発揮するため、薬剤師サービスの更なる強化が求められている。一方、日本の生産年齢人口が減少し、医療・介護人材の働き方改革が求められており、薬剤師・薬局の生産性の向上という課題もある。

薬局においては、サービス強化に資する設備の増強や、デジタル技術の導入は不可欠であり、「中小企業経営強化税制」は中小薬局の設備投資を後押しする税制優遇措置として非常に有用な

制度である。

平時のみならず有事においても、薬局が地域の医薬品提供体制を維持するためには、継続した設備投資が必要であることから、本制度の指定期間の更なる継続が求められる。さらに、薬局サービスの強化や生産性向上のために建物の移転・新築・改築等を要する場合に、その建築等関連費用についても同制度の対象とすることが求められる。

⑧ 夜間・休日の開局体制維持のための税額控除（法人税）

平日夜間や土日・祝日の開局体制を維持するために、薬局従事者が子育て支援サービスを利用した場合に対する費用補助や、新たに人員確保を行った場合について、税制優遇制度を創設することを要望する。

【理由、背景】

子供を養育中の薬局従事者（以下、養育者）は平日夜間や土日・祝日の勤務は困難であるため、追加の従事者採用を行うなどの対応により医薬品提供体制の維持に努めているが、現状の対応のままでは限界があると言わざるを得ない。

社会全体で子育てを支える環境を整えるという観点から、平日夜間や土日・祝日に勤務する養育者へのサポート（時間延長保育サービス、ベビーシッターの利用等）及び、新たに従事者を雇用した場合の税制優遇制度の創設が求められる。

2. セルフメディケーションの推進

⑨ 薬局等で販売する医薬品に関する取扱い（消費税）

薬局等で販売する医薬品について、消費税の軽減税率の対象とすることを要望する。

【理由、背景】

人生 100 年時代の安心の基盤は「健康」であり、国民一人一人がより長く健康に活躍するためには、疾病予防・健康づくりへの取組みとして、セルフメディケーションの推進が重要である。薬局等で販売する医薬品は、軽度の疾病に伴う症状の改善・生活習慣病等に伴う症状発現の予防・健康の維持・増進等を目的とし、セルフメディケーションにおける重要な役割を担うが、現行の軽減税率は食品であるドリンク剤には適用されるが、医薬品であるドリンク剤には適用されないため、利用者に混乱が生じている。

生命関連商品としての「生活必需品」である要指導医薬品や一般用医薬品について、軽減税率の趣旨や症状改善を目的としながら購入する時の「痛税感」等を踏まえ、軽減税率の対象とする

ことが求められる。

⑩ セルフメディケーション税制の拡充（所得税）

セルフメディケーション推進のため、対象医薬品の拡大および適用下限額の引き下げを行うことを要望する。また、抗原検査キットについてもセルフメディケーションの税制の対象品目とすることを要望する。

【理由、背景】

セルフメディケーション推進の一環として、個人が特定の医薬品を購入した際に、その購入費用について所得控除を受けることができる「セルフメディケーション税制」が医療費控除の特例として平成29年に導入された。しかし、同制度の対象医薬品は、スイッチ OTC 医薬品及び、かぜの諸症状、アレルギーの諸症状、腰痛・関節痛・肩こりなど非スイッチ OTC 医薬品であり、限定的である。

地域住民の健康増進等に資するセルフメディケーションを一層推進するため、セルフメディケーション税制に係る対象医薬品の拡大と、適用下限額の引き下げを行うことが求められる。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に大きく貢献した抗原検査キットについても、セルフメディケーション税制の対象品目とすることが求められる。

3. 質の高い薬剤師の育成

⑪ 実務実習費に関する取扱い（消費・所得・法人税）

薬局、病院における薬学生の実務実習費に関して、授業料と同様に、消費税における非課税対象として取り扱うことを要望する。

【理由、背景】

薬学部は、医学部や歯学部と異なり、大学に附属病院・附属薬局の必置義務がないため、薬学教育における実務実習は大学外の施設を中心に行われている。この際、実習の受入施設には大学から実習費が支払われるが、「外部に委託する取引」として扱われ、消費税の課税対象となっている。

学校の授業料・施設設備費・教科用図書は、社会政策的な配慮から課税することが適当ではないという理由で、消費税においては「非課税扱い」となっている。薬学生を対象とする薬局・病院における長期実務実習は、薬学教育の必須科目としての授業の一環であるにもかかわらず、実務実習費は消費税課税対象とされ、受入施設が受け取る実習費は課税対象となっており、社会政策的配慮から適当ではない。

薬局・病院における薬学生の実務実習費に関して、授業料と同様に消費税における非課税対象として取り扱うことが求められる。

【重点】⑫ 奨学金の返済残高に対する税額控除（所得・地方税）

奨学金の返済残高に応じ、所得税や住民税から控除される制度を創設することを要望する。

【理由、背景】

奨学金の返済に困窮することが社会問題となっている。薬学生も同様であり、特に就学が6年間であることから奨学金の貸与総額が1,000万円を超える学生も少なくない。今後、更なる超高齢社会を迎える中、質の高い医療人として薬剤師を社会に送り出すためには、奨学金の返済問題は解決すべき重大で喫緊の課題である。

薬学生をはじめ、次世代の日本を担う若者の教育へのアクセスを促進するために、奨学金の返済期末残高の割合に対して所得税・住民税から控除される制度の創設が求められる。

※2021年度予算事業「薬剤師確保のための調査・検討事業」結果

- ・ 調査に回答した学生の3分の1は奨学金を利用
- ・ 平均返済額453万円、最大返済額3,000万円、平均返済期間15.4年

※「住宅借入金等特別控除」（住宅ローン減税）の仕組みをイメージ

毎年、以下のうちいずれか低い金額が、所得税や住民税から控除される。

- ・ 年末時点の住宅ローン残高×0.7%
- ・ 1年間の最大控除額